

住民監査請求に基づく監査結果報告書

〔平成19年度に鳥取県議会議員へ交付
された政務調査費の用途について〕

平成20年11月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 7 9 号
平成20年11月17日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀 様

鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治 様

鳥取県監査委員 山 本 光 範

鳥取県監査委員 米 田 由起枝

鳥取県監査委員 伊 木 隆 司

鳥取県監査委員 山 根 眞知子

住民監査請求に基づく監査結果について（勧告）

平成20年10月2日付けで請求のあった住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を執行したので、別添のとおり勧告します。

なお、今後の政務調査費の適正な執行を図るための意見を付したのでご配慮ください。

住民監査請求に基づく監査結果報告書

目 次

第1 監査の概要	
1 監査の請求	1
(1) 請求人	1
(2) 請求のあった日	1
第2 請求の要旨	
1 請求人の主張要旨	1
2 措置請求	2
第3 請求の受理	
1 受理	2
2 理由	2
第4 監査の実施	
1 請求人の証拠の提出及び陳述	2
2 監査対象事項	2
(1) 3名の議員の政務調査費に係る摘示事項	2
(2) 他の議員の政務調査費に係る再調査等事項	3
3 監査対象機関	3
4 監査実施期間	3
5 監査の実施方法	3
(1) 議会事務局の監査	3
(2) 関係人の調査	3
6 監査の執行者	3
7 監査委員の除斥	3
第5 監査の結果	
1 3名の議員の政務調査費に係る摘示事項	3
(1) 小谷茂議員の政務調査費に係る摘示事項	3
(2) 廣江式議員の政務調査費に係る摘示事項	6
(3) 山口亨議員の政務調査費に係る摘示事項	8
2 他の議員の政務調査費に係る再調査等事項	11
(1) 全議員の政務調査費に係る定期監査の結果	11
(2) その他の議員への再調査の結果	11
第6 勧告	
1 本件請求の「使途等が不適正な政務調査費を県に返還させること」について	12
(1) 監査委員の判断	12
(2) 勧告	13
2 本件請求の「不当な支出を是正させる措置をとること」について	13
(1) 監査委員の判断	13
(2) 勧告	14
第7 総括的意見	15
資料1 平成19年度政務調査費に係る不適正な使途等の額の一覧	16
資料2 鳥取県職員措置請求書	17
資料3 鳥取県職員措置請求書の表記における監査委員の解釈	18
資料4 政務調査費議員必携 (政務調査費ガイドライン、関係法令等収録)	19

第1 監査の概要

1 監査の請求

(1) 請求人



(2) 請求のあった日

平成20年10月2日

第2 請求の要旨

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に基づく住民監査請求の対象は、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は違法若しくは不当に財務会計上の行為を怠る事実であるため、鳥取県職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）の内容から請求の要旨を次のように解した。

1 請求人の主張要旨

- (1) 平成19年度における鳥取県議会議員（以下「議員」という。）3名（小谷茂、廣江弼及び山口享。以下「3名の議員」という。）の政務調査費について、次のとおり不適正なもの又はその使途に疑問のあるものが見られる。
 - ア 領収書等の証拠書類の内容が不明なもの又は政務調査費の使途として、その内容、金額、支払先等に疑問のあるものが見られる。
 - イ 当該年度外の経費が計上されている。
 - ウ 交通費が実費によらず、都市間交通費等早見表による金額で請求されている。
 - エ 人件費について、勤務実態を証明する証拠がなく、また、金額の根拠が示されていない。
 - オ 経費のあん分について、あん分が必要と思われるにもかかわらず、あん分されていないもの又はあん分した場合のあん分の根拠が示されていないものがある。
- (2) 3名の議員は、政務調査費の使途として不適正なものについては、県に返還する義務がある。
- (3) 3名の議員をはじめとして全議員について、再度、政務調査費の使途の調査、収支報告書の写しと証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させることを求める。
- (4) 3名の議員以外の議員についても、不当な支出について、これを是正させる措置を取ることを求める。

- (5) 県は、支出された政務調査費について、使途の不適正なものを返還させるべきであるにもかかわらず、これを怠っている。

2 措置請求

鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、次の措置をとることを勧告するよう請求する。

- (1) 3名の議員をはじめとして全議員について、再度、政務調査費の使途の調査（鳥取県政務調査費交付条例施行規則（平成16年鳥取県規則第58号）に定める使途基準に合っているかについての調査も含む。）、収支報告書の写しと証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。
- (2) 3名の議員以外の議員についても、不当な支出について、これを是正させる措置をとること。
- （詳細な内容については、資料2「鳥取県職員措置請求書」を参照のこと。）

第3 請求の受理

1 受理

監査委員は、次の理由により、本件請求を、精算額の確定に伴う政務調査費の返還請求を怠る事実に対する住民監査請求として、法第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、平成20年10月7日付けで受理した。

2 理由

本件請求のあった日は、県が政務調査費の精算額を確定した日から1年を経過しておらず、精算額の確定に伴う返還請求を怠る事実については、住民監査請求の対象となるものである。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けるように取り計らったが、請求人からの証拠の提出及び陳述の希望はなかった。

2 監査対象事項

監査対象事項は、措置請求書に記載されている事項を勘案し、平成19年度において議員に交付された政務調査費の使途に係る次の事項とした。

(1) 3名の議員の政務調査費に係る摘示事項

- ア 小谷茂議員の政務調査費に係る摘示事項（9件）
- イ 廣江式議員の政務調査費に係る摘示事項（7件）
- ウ 山口享議員の政務調査費に係る摘示事項（8件）

(2) 他の議員の政務調査費に係る再調査等事項

全ての議員について8月に定期監査を行ったところであるが、本件請求に係る監査を進めていく中で再調査等の必要性がある場合には、必要に応じて再調査等を行った。

3 監査対象機関

鳥取県議会事務局（以下「議会事務局」という。）

4 監査実施期間

平成20年10月7日から同年11月7日まで

5 監査の実施方法

(1) 議会事務局の監査

3名の議員をはじめ、他の議員についても必要に応じて、収支報告書と証拠書類の写しとの突合並びに鳥取県政務調査費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号。以下「条例」という。）第4条第2項に基づき定められた政務調査費の使途及び手続に関する指針（以下「ガイドライン」という。）に沿った支出がなされているか確認を行った。

(2) 関係人の調査

本件請求の監査に当たっては、支出目的又は内容が不明なものなどについて、法第199条第8項の規定に基づき、3名の議員に対し、書面による調査を行った。

6 監査の執行者

監査委員 山 本 光 範

監査委員 米 田 由起枝

監査委員 伊 木 隆 司

監査委員 山 根 眞知子

7 監査委員の除斥

本件請求に係る事件が議員の政務調査費の使途に関するものであるため、議員である監査委員伊藤保及び監査委員稲田寿久は、法第199条の2の規定に基づき監査に加わらなかった。

第5 監査の結果

1 3名の議員の政務調査費に係る摘示事項

(1) 小谷茂議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 調査研究費の内容について

(ア) 請求人の主張要旨

調査研究費278,282円のうち96パーセントがガソリン代とタイヤ購入費で

ある。このようなことが、果たして正常な支出に該当するか。

(イ) 監査の結果

調査研究活動として認められている対象経費の支出を集計した結果であり、問題はないと判断した。

イ 過年度に支出した経費について

(ア) 請求人の主張要旨

4月から6月までの間の領収書（燃料代、電話・ファックス代）に3月以前の実績のものがある。

ガイドラインでは「調査研究費は、当該年度内に議員が行った調査、研究に必要な経費に対して支給するものであり、対象期間外に行った経費に充てることはできない。」となっており、上記経費は対象期間外の活動経費であり、当該年度の対象外ではないか。

(イ) 監査の結果

燃料代、電話・ファックス代について口座振替による方法で支払を行っているため、利用月と支払月にずれが生じているものであり、やむを得ないと判断した。

なお、前年度の収支報告書に当該経費は計上されておらず、二重払いではないことを確認した。

ウ 燃料代の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

5月支払の燃料代（26,576円＝44,293円×6／10（平成19年2月・3月利用分））は多額である。

また、下記の燃料代（年月日は利用日）については、同一日に複数の利用があるのも不審である。

平成19年3月10日：4回、9月22日：3回、10月9日：2回
11月27日：2回、12月8日：3回 等

(イ) 監査の結果

平成19年5月に支払った燃料代（44,293円）のうち平成19年2月16日利用分の10,000円と、別途平成20年2月に支払った燃料代（97,695円）のうち平成19年11月27日利用分の2,000円は、洗車プリペイドカード購入代金であり、政務調査費の対象外であることが確認されたため、あん分後の当該経費7,200円（12,000円×6／10）は不適正な経費の計上であると判断した。

なお、上記以外の支払については、燃料代、オイル代等の自動車の維持経費であり、問題はないと判断した。

エ カード年会費の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

燃料費・タイヤ代の中にカード年会費が含まれているが、調査研究費として支出することはおかしいのではないか。

(イ) 監査の結果

当該経費については、本年度の定期監査において、対象外経費の計上があったとして787円（1,312円×6／10）の過大支出を指摘し、平成20年10月27日に返還済である。

オ 研修費に係る活動内容について

(ア) 請求人の主張要旨

研修費の大山町自衛隊父兄会会費は、活動内容や実体が不明であり政務調査活動に係る研修費には該当しないのではないか。

(イ) 監査の結果

議員に対し、当該研修における活動内容について確認したところ、意見交換会等に参加し、父兄会のあり方、隊員の実情の把握を行う等、政務調査活動としての実態が認められたため、問題はないと判断した。

カ 「議会だより」の送料について

(ア) 請求人の主張要旨

5月度広報費の郵便料金について、「議会だより」を速達で送ること及び1通で373.5グラムの送付は不自然ではないか。

また、3月度に「議会だより」送料として12,240円が計上され、全額切手購入代金となっているが、使用内容の説明がされていないものを政務調査費とすることには、疑問がある。

(イ) 監査の結果

議員に対し、郵便料金の内容について確認したところ、「政務調査費に係る書類を議会事務局に送付したものである。」との回答を得た。これについては、広報費に計上しているが、事務費に計上すべきものであり、計上すべき経費区分を誤っていると判断した。

なお、3月分送料については、切手を購入後、「議会だより」を送付したことを確認しており、問題はないと判断した。

キ 「議会だより」の印刷について

(ア) 請求人の主張要旨

1月度の広報費として、「議会だより」の名目ではがきの購入代金425,000円が計上されているが、はがきに書ける内容で「議会だより」とし

て広報が可能なのか。

また、印刷代についても検証する必要がある。

(イ) 監査の結果

議員に対し、はがきでの「議会だより」の送付について確認したところ、議員から証拠書類として印刷されたはがきの写しが提出された。

これを確認したところ、はがきには議会の活動報告等が記載されており、政務調査活動として認められる内容のものであると判断した。

ク あん分率の根拠について

(ア) 請求人の主張要旨

事務所費の汲取料、灯油代及び賃借料のあん分率（８／１０）及び事務費の調査用カメラ代のあん分率（５／１０）について、根拠が示されていない。

(イ) 監査の結果

議員に対し、あん分の考え方について確認したところ、「政務調査活動としての利用割合に応じてあん分したものである。」との回答を得た。

ガイドラインによると、あん分の割合は各議員の判断に委ねられているというべきであり、支出に問題はないと判断した。

ケ 人件費の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

人件費について、日数に単価を乗じたものが記載された領収書はあるが、勤務実態を証明する証拠がない。

また、単価に差がある２人を雇う必要性、調査研究を補助させた理由、実態が不明である。

(イ) 監査の結果

議員に対し、人件費単価の考え方について確認したところ、「勤務時間による違いである。」との回答を得た。補助職員の人数や雇用形態は議員の判断によるものであり、人件費単価に差があっても問題はないと判断した。

ガイドラインでは、政務調査活動に従事していることを証するため領収書に勤務日数等を明示することとなっており、領収書により当該内容が確認できるため、問題はないと判断した。

(2) 廣江式議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 交通費の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

交通費について、実費精算でなく、都市間交通費等早見表により請求し

ており、領収書がない。飛行機は早割等の安い料金で事前に購入するのが常識ではないか。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、県外政務調査活動で領収書が徴収できない場合及び県内政務調査活動で公共交通機関を利用した場合は、都市間交通費等早見表により、通常利用する交通機関に係る料金を政務調査費の対象とすることができることとなっており、問題はないと判断した。

イ 日当の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

東京出張に日当が政務調査費として計上されているが、報酬ではないのか。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、政務調査活動に係る現地交通費（電車代、タクシー代）等の諸雑費等についても、実費弁償を原則としているが、領収書が徴収できない場合は、鳥取県議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）で定める日当の額とする取扱いをしており、問題はないと判断した。

ウ 自動車使用料の領収書について

(ア) 請求人の主張要旨

第三者へ支払った自動車の維持経費の4割を自動車使用料として計上しているが、ガソリン代等の個々の領収書が添付されていない。

(イ) 監査の結果

議員が支払った平成19年度自動車等使用料等に係る金額の支払先の領収書とその内訳書の写しは証拠書類として添付されており、問題はないと判断した。

なお、ガソリン代等の個々の領収書については支払先で受領保管されているものである。

エ 政務調査活動の内容について

(ア) 請求人の主張要旨

石原衆議院議員と語る会、神仏霊場合同祭、高校の卒業式、高速道路開通式典等への参加は、政務調査費と言えるのか。（39件）

(イ) 監査の結果

議員に対し、式典への参加等の活動内容について確認したところ、参加

者との意見交換を行う等、政務調査活動としての実態が認められたため、問題はないと判断した。

オ 会議費の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

県政報告会は通常の議員活動であり、政務調査費ではないと思われる。
少なくとも実態に即したあん分が必要と考える。(報告会開催：17回)

(イ) 監査の結果

議員が主催する県政報告会の開催に要した茶菓代については、政務調査費の対象として認められており、問題はないと判断した。

カ 資料購入費について

(ア) 請求人の主張要旨

資料購入費として計上されている本代について、内容が不明である。

(イ) 監査の結果

議員が行う調査研究のために必要な図書の購入費については、政務調査費の対象として認められており、問題はないと判断した。

議員の政務調査活動は広範囲に及ぶものであり、議員に対して個々に購入書籍名、購入目的等を求める必要はないと判断した。

キ 人件費の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

領収書はあるが、金額の根拠が示されていない。
また、法人との各種契約を証明する資料がない。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、政務調査活動に従事していることを証するため領収書に勤務日数等を明示することとなっており、個人分については領収書で、また法人分については領収書及び明細書により当該内容が確認できるため、問題はないと判断した。

(3) 山口享議員の政務調査費に係る摘示事項

ア 広報費のあん分等について

(ア) 請求人の主張要旨

広報費の中に含まれると考えられる後援会活動等、他の経費とのあん分の根拠が示されていない。

また、送付紙面の添付が必要であり、送付部数も明記する必要がある。

(イ) 監査の結果

「県政30年の軌跡後期分」については、印刷代1,100,000円のうちの7割あん分がされている。あん分の考え方について、議員に対し確認したところ、「一部政治活動が含まれるためである。」との回答を得た。

ガイドラインによると、あん分の割合は各議員の判断に委ねられているというべきであり、支出に問題はないと判断した。

なお、送付紙面の添付については、広報誌の提出は義務付けられておらず、問題はないと判断した。

また、上記印刷物の発送について確認したところ、当該印刷物は発送されておらず、郵券代(43,700円)については、事務連絡用に使用したものである。これについては、広報費に計上しているが、事務費に計上すべきものであり、計上すべき経費区分を誤っていると判断した。

イ 資料購入費について

(ア) 請求人の主張要旨

資料購入費として計上されている本代について、内容が不明である。

(イ) 監査の結果

議員が行う調査研究のために必要な図書の購入費については政務調査費の対象として認められており、問題はないと判断した。

議員の政務調査活動は広範囲に及ぶものであり、議員に対して個々に購入書籍名、購入目的等を求める必要はないと判断した。

ウ 人件費の支出について

(ア) 請求人の主張要旨

運転代・事務所整理代として計上されている人件費について、その勤務実態が明らかでない。また、その全てが政務調査のためのものかどうか不明である。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、政務調査活動に従事していることを証するため領収書に勤務日数等を明示することとなっており、領収書によりその内容が確認できるため、問題はないと判断した。

エ 調査研究費の対象経費について

(ア) 請求人の主張要旨

自由民主党クラブ勉強会の講師土産代について、調査研究費ではなく、会議費ではないか。

(イ) 監査の結果

ガイドラインでは、議員が所属する会派の調査研究活動に要する経費については一括して「調査研究費」の項目に計上することとなっており、問題はないと判断した。

オ 領収書の記載の不備について

(ア) 請求人の主張要旨

領収日の記載のない領収書がある。

(イ) 監査の結果

当該領収書は、議員の所属する政党の機関誌代を会派が一括して支払った時のものであり、議員が受領したものではない。当該領収書の領収日は、平成19年8月31日であり、会派の調査研究活動に伴うものの一部であることを確認した。

なお、議員の支払った内容については、会派の発行した「政務調査費預かり金の精算について」により確認を行った。

カ 自動車リース料の計上について

(ア) 請求人の主張要旨

自動車リース料を事務費に計上しているが、貸主が親族の可能性があり、そうであれば、本人はもとより、親族の資産形成につながっている可能性がある。

(イ) 監査の結果

契約書を確認し、貸主は親族でないことを確認した。

キ 冬用タイヤの購入費について

(ア) 請求人の主張要旨

冬用タイヤ購入費が高額ではないか。

また、ガイドラインの備考欄に示す「1件10万円以内」を超えている。

(175,000円×6/10=105,000円)

(イ) 監査の結果

タイヤは夏用・冬用を問わず、燃料費等と同様に自動車を維持していく上で必要不可欠な経費であり、問題はないと判断した。

なお、ガイドラインの備考欄に記載されているものは、カーナビ等新たに追加する装備品のことである。タイヤは装備品ではなく消耗品であり、10万円の上限は適用されないため、問題はないと判断した。

ク 政党機関誌の購入について

(ア) 請求人の主張要旨

自民党機関誌について8人が8紙購入しているが、政党の党員が機関誌を買うのは当然であり、政務調査費とは言えない。

(イ) 監査の結果

自民党機関誌は、会派で購読したものではなく、各議員が自宅等で個別に購読し、支払を会派で一括して行ったものである。

所属政党の情報を収集する手段として機関誌を購読することは政務調査活動であり、問題はないと判断した。

2 他の議員の政務調査費に係る再調査等事項

(1) 全議員の政務調査費に係る定期監査の結果

平成19年度決算に係る政務調査費については、平成20年8月に定期監査（8月5日から7日までの間に事務監査、同月27日に本監査）を実施した。

監査では、政務調査費が条例第4条第2項に基づいて定められたガイドラインに合致して適正に支出されているかどうかのチェックを行うとともに、収支報告書と証拠書類の写しの突合等を行った。

その結果、収支報告書の修正が必要な者が7名あった。そのうち政務調査費の返還が必要な者は5名で、要返還額は234,923円であった。また、その他に証拠書類の整備が必要な者が7名あり、収支報告書の修正が必要な者と合わせて14名（全議員の37パーセント）に不適正な処理が認められた。（詳細は資料1のとおり。）

(2) その他の議員への再調査の結果

3名の議員に対して行った今回の監査の結果に基づき、調査が必要と認められた事項については、他の議員についても再調査を行った。

その結果は次のとおりであった。

ア 当該年度外の活動に係る経費の計上

(ア) 前年度の経費を計上しているもの（17名）

支払われている経費の中に前年度の経費が計上されているものがあったが、これは、公共料金や燃料代等の実際の利用月と請求や口座振替の時期とのずれによるものであり、やむを得ないと判断した。

これらについては、前年度の収支報告書に当該経費は計上されておらず、二重払いではないことを確認した。

(イ) 次年度の経費を計上しているもの（13名）

支払われている経費の中に次年度の経費が計上されているものがあったが、これは、リース料、官庁速報利用料等で、いずれの支払も12月を超えておらず、やむを得ないと判断した。

なお、これらの経費については、年度中途に議員でなくなったときは、条例第5条第2項の規定により、残額を県に返還することになっている。

イ 自家用自動車を使用した政務調査活動に係る対象外経費の計上の有無

自家用自動車を使用した政務調査活動に係る関連経費について、提出されている証拠書類を確認した結果、対象外経費を計上する等の不適正なものはないことを確認した。

第6 勧告

1 本件請求の「使途等が不適正な政務調査費を県に返還させること」について

(1) 監査委員の判断

本件請求に基づく監査の結果、使途等が不適正な政務調査費として議員1名について、洗車プリペイドカード購入代金2件、7,200円が存在していると判断する。

定期監査の結果に基づき政務調査費の返還を要する議員は、使途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員のうち、議長に提出した収支報告書に記載された政務調査費を充てた支出の総額から監査委員が認めた使途等が不適正な政務調査費の額を減じた額（監査委員が確認した収支報告書に記載すべきと考えられる額）が、県から交付された政務調査費の額を下回ることとなる5名であり、返還を要する政務調査費の額は、当該下回ることとなる額234,923円であると判断した。なお、返還を要する政務調査費については、平成20年10月27日までに全額返還されている。

不適正な使途等の内容及び内訳の概要は、次の表のとおりである。

[不適正な使途等の内訳]

(単位：人、件、円)

区 分		定期監査			今回監査		
		議員数	件数	金 額	議員数	件数	金 額
ア 対象外経費の計上		3	5	33,321	1	2	7,200
イ あん分率の誤り		3	23	183,986	—	—	—
ウ 経費の二重計上		1	1	7,566	—	—	—
計	収支報告書修正額 A	7	29	224,873	1	2	7,200
	調 整 額 B	△ 2	△ 2	10,050	—	—	—
	返 還 額 (A+B)	5	27	234,923	1	2	7,200
エ 計上項目の誤り		(3)	(16)	(316,567)	(2)	(5)	(44,480)

注1 収支報告書の修正が必要なもののみ記載している。

2 「イ あん分率の誤り」欄の金額については、増額及び減額があるので、相殺後の金額を計上している。

3 「調整額」欄の2件の金額の内訳は、次のとおりである。(資料1参照)

(1) 1名の議員について、収支報告書の修正は45,135円の増額であり、返還額としては△45,135円になるが、交付済額が上限の3,000,000円であり、追加交付はないので、+45,135円の調整をした。

(2) 1名の議員について、収支報告書の修正は231,846円の減額であるが、当初の収支報告額が3,035,085円であり、交付済額3,000,000円との差額35,085円は返還額には含まれないので、△35,085円の調整をした。

4 「エ 計上項目の誤り」欄の金額は、政務調査費に充てる支出額に影響はない。

(2) 勧告

鳥取県知事及び鳥取県議会議長に対し、使途等が不適正な政務調査費の存在が認められた議員について(1)に掲げる不適正な使途等を是正させ、及び必要に応じて当該不適正な使途等に係る政務調査費の返還をさせる措置を講ずることを勧告する。その措置状況については、平成21年2月28日を期限として回答すること。

2 本件請求の「不当な支出を是正させる措置をとること」について

(1) 監査委員の判断

監査の結果、本件請求に理由があるものと認め、現行の政務調査費制度には、次のとおり改善すべき事項があることを認める。

<改善すべき事項>

政務調査費の使途及び手続に関する指針であるガイドラインについては、従来からあるものを改善し更に具体的に分かりやすくするために、県議会の中に議会改革推進会議を設置して同会議に諮り定められたものであり、より県民の目線で見直されたことは評価できる。

しかし、このガイドラインに関しては、次のような改善すべき課題があると思われる。

(ア) 証拠書類としてカード支払明細等を添付する場合、利用するカードによっては、記載される内容が利用日と利用金額のみのものがあり、内容が不十分なものが見受けられた。

政務調査費に係る支出として内容が確認できる書類を添付するか、又は当該支払明細等に内容を付記すること。

(イ) 公共料金や燃料代等を口座振替又はクレジット払いによる方法で支払うときは、利用月から1か月以上遅れて口座引き落としされる場合がある。また、リース料、保険料、定期刊行物購読料等については、年間分又は半期分をまとめて支払う場合がある。

これらの場合は利用月と支払月がずれるため、利用年度と支払年度が異なった例が、かなりの議員(23名)に見受けられた。

本来、政務調査費は、当該年度内に議員が行った調査研究に必要な経費に対して支給するものであるが、このような口座振替等の方法で支払う場合は、従来から例外的に支払日の属する年度で整理することができること

とされているが、その取扱いについて規定されたものはない。

このような例外的な取扱いについては、対象経費についての誤解が生じないようにするためにも理由を明記して、ガイドラインの中に規定すべきであること。

(ウ) 経費の支出が預金口座からの引き落としによる場合については、預金通帳の該当部分の写しを提出することとなっているが、事務作業量の軽減等を図るため、公共料金等の継続的に口座振替するものについては、その通知の写しの提出をもって預金通帳の該当部分の写しの提出に代えることができるようにすべきであること。

(エ) ガイドラインに記載されている政務調査費の対象外経費の例示は、必ずしも十分ではなく、例えば、誤解を招くようなカード年会費、洗車代等については、例示として具体的に記載すること。

(オ) 調査研究活動とその他の活動が渾然一体となっているような活動を政務調査費に充当するような場合には、活動内容の実態に応じたあん分により行うこととなっている。そのあん分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により算定し明らかにすることとなっており、各議員の判断に委ねられているものである。

しかし、そのあん分率の算定根拠については、必ずしも明確になっておらず、感覚的に設定されている場合もあると思われる。あん分の変動により、大きく金額が動くような経費もあるため、このあん分率を算定する場合の共通ルールをガイドラインに明示するなどして、一層の透明性の確保を図られたい。

(カ) 共通経費（政務調査活動とその他の議員活動等のそれぞれに必要と思われる経費）のあん分に係る円未満の端数処理の方法が定められていないので、ガイドラインの中に明記すること。

(キ) 平成20年度に実施された監査において、収支報告書の修正又は証拠書類の修正若しくは整備が必要な者が全議員の4割（14名）もあったことから、ガイドラインの議員への周知は必ずしも十分ではなかったと思われるため、より一層の周知を図るべきであること。

(2) 勧告

政務調査費の適正な執行という観点から、不適正な使途への充当を是正させるための措置が必要であると判断し、鳥取県知事及び鳥取県会議長に対し、次のとおり勧告する。その措置状況については、平成21年2月28日を期限として回答すること。

＜ガイドラインの改善充実と議員への周知徹底＞

鳥取県知事及び鳥取県議会議長は、平成20年9月に施行された地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）により議会活動の範囲が明確化されたことも踏まえ、政務調査費の対象外経費の例示を追加記載するなど、ガイドラインの一層の改善充実に努めるとともに、全ての議員に対してガイドラインの記載内容を周知徹底すること。

第7 総括的意見

政務調査費は、法及び条例に基づき、「議員の調査研究に資するための必要な経費の一部」として交付されるものであり、その経費は1人当たり年間300万円（限度額）である。

この政務調査費は、県政の様々な課題への対応や政策立案のために、各議員が行う調査研究活動が円滑に行われるよう交付されるものであり、調査研究活動の実態に応じて使途の対象等を十分に検討し、適正に執行されるべきものとする。

このため、政務調査費の使途については、情報公開を求める世論が高まっていることを踏まえ、透明性を確保されることに特段の努力を望むものである。議員が行う活動には、政務調査活動の他に議会活動、政党活動及び後援会活動など様々な活動があり、これらが渾然一体となっている場合が多い。このため、議員の幅広い活動における事務処理の効率性を考慮し、ガイドラインでは、対象経費のあん分や旅費の精算等について簡便な方法によることも可能とされているが、これらの処理方法については、最終的には議員の判断に委ねられているため、議員自らが説明責任を果たすべきものである。

今後、政務調査費の使途及び手続に関する指針であるガイドラインが県民への説明責任を果たしうるものとして改善充実され、議員の調査研究活動の成果が県政に一層反映されるよう強く望むものである。

平成19年度 政務調査費に係る不適正な用途等の額の一覧

議員氏名	収支報告額 A (H20.7.2) B	定期監査			今 回 監 査			収支報告書の修正(※3)	要返還額 F'(E-E')	収支報告書の修正(※3)
		修正報告すべき額 C (※1)	修正後収支報告額 D (A+C)	修正後交付すべき額 E	要返還額 F (B-E) (※2)	修正報告すべき額 C'	修正後収支報告額 D' (D+C')			
小谷 茂	2,916,931	△ 787	2,916,144	2,916,144	787	△ 7,200	2,908,944	ア	7,200	ア、エ
廣江 式	3,029,350		3,029,350	3,000,000			3,029,350			
山口 享	2,949,590		2,949,590	2,949,590			2,949,590			エ
鉄永 幸紀	2,873,289		2,873,289	2,873,289			2,873,289	エ		
尾崎 薫	3,150,765	45,135	3,195,900	3,000,000			3,195,900	イ、エ		
錦織 陽子	773,833	△ 221	773,612	773,612	221		773,612	ア		
興治 英夫	2,950,156	△ 4,841	2,945,315	2,945,315	4,841		2,945,315	イ		
前田 宏	2,688,977	△ 32,313	2,656,664	2,656,664	32,313		2,656,664	ア		
内田 博長	3,035,085	△ 231,846	2,803,239	2,803,239	196,761		2,803,239	イ、ウ		
その他議員 (29名)	81,008,096		81,008,096	77,978,811			81,008,096			
合計(38名)	105,376,072	△ 224,873	105,151,199	101,896,664	234,923	△ 7,200	105,143,999		7,200	

(※1) 10月10日までに、全て修正報告済 (※2) 11月7日までに全て返還済 (※3) ア 対象外経費の計上、イ あん分率の誤り、ウ 経費の二重計上、エ 計上項目の誤り

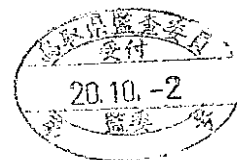
注 1 小谷議員の今回揭示事項(カード年会費の計上)については、定期監査で既に指摘している。
(該当部分を)で表示している。)

注 2 修正後交付すべき額 E は、交付確定額 B と修正後収支報告額 D を比較した低い方の額である。

注 3 要返還額 F は、修正後交付すべき額 E が、県から交付済みの交付確定額 B の額を下回ることとなった5名の政務調査費である。

注 4 定期監査において、上記以外に収支報告書の修正はないが、領収書の整備等を行った議員が7名あった。

鳥取県職員措置請求書



2008年10月2日

鳥取県監査委員 殿

請求人（請求人代表者）

住所

氏名

職業

送達場所及び連絡先

請求人

住所

氏名

職業

請求人

住所

氏名

職業

第1 請求の要旨

- 1 市民オンブズ鳥取が公文書開示請求で入手した無作為に選んだ3名の県会議員の「平成19年度政務調査費収支報告書及び添付書類」を調査したところ、政務調査費の使途として不適正、または適正な使途として疑問なものがある。

これらの詳細は別紙の通り、各人について記載している通りである。

3名の議員は、政務調査費の使途として不適正なものについては、県に返還する義務がある。

- 2、なお、上記政務調査費の支出は、本監査請求より1年以上前に行なわれたものもあるが、いずれも県民が客観的に知りえなかったものであり、以下の通り、本監査請求が上記行為後1年を経過してなされたことには正当な理由がある。

すなわち、請求人らが、政務調査費の収支報告書を取得可能となったのは、同報告書が閲覧可能となった2008年7月1日である。なお、添付書類については、当方の7月3日付で公文書開示請求に対し、決定が出たのは、8月11日のことであるので、入手可能となったのは、最短でも8月上旬である。

- 3 よって、監査委員に対し、以下の通り求める。

記

- (1) 3名（小谷茂県議会議員、廣江弼県議会議員、山口亨県議会議員）をはじめとして、全県議会議員について、再度、政務調査費の使途の調査（鳥取県政務調査費交付条例施行規則に定める使途基準に合っているのかについての調査も含む）、収支報告書の写しと及び証拠書類の写しとの突合などを行ない、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。
- (2) 上記3名以外の議員についても、不当な支出について、これを是正させる措置をとること。

上記の通り、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、必要な措置を請求する。

なお、2008年7月3日、市民オンブズ鳥取（米子市東町410番地所在、代表高橋敬幸）は、県議会議員から無作為に抽出した3名の「平成19年度政務調査費収支報告書の添付書類（活動報告書、領収書、視察報告書等）」について公文書公開請求し、2008年8月11日付公文書部分開示決定により、8月19日到達の郵便で同文書の開示（郵送）を受けている。

第2 添付書類

請求人代表者の選任書

1 通

別 紙

平成19年度の小谷県議の政務調査費収支報告書について

1. 収支報告書と出納簿とは政務調査費の各項目毎に一致しており集計上の問題はない。
 2. 領収書は全てに亘って網羅されている。
 3. 政務調査費の内容についての疑問点を列記する。
- ①調査研究費として支出された278,282円のうち、青少年育成会県民会議会費の3千円と西部管内所属長等との意見交換会会費の8千円を引いた267,282円はガソリン代とタイヤ購入費である。つまり調査研究費の96%がガソリン代とタイヤ購入費に当てられているということであるが、このようなことが果たして正常な支出に該当するであろうか。
- ②4月～6月に発行された領収書写しをチェックすると、当該年度外の3月以前に利用した事項に係わる経費が計上されている。例を挙げると、4月9日付の領収書（出納簿で4月9日燃料代14,866円 $\times 6/10 = 8,920$ 円の支出に該当）には、利用日が2007年1月17日、同月30日、および同年2月3日となっており、政務調査費ガイドラインに記載されている「②政務調査費は、当該年度内に議員が行なった調査、研究に必要な経費に対して支給するものであり、対象期間外に行なった経費に充てることはできない。」に違反しているのではないか。このような当該年度外の経費に関する領収書は、4月23日発行の電話・FAX代領収書3枚、5月3日発行の電話代、5月7日付の燃料代、および6月7日付の燃料代等にも見られる。
- ③5月度調査研究費の燃料代26,576円（44,293円 $\times 6/10$ ）は多すぎるのではなかろうか。また、同一日（3月10日）に4回利用していることも不審であり、それぞれ2,100円、3,220円、6,000円、525円の利用は、その切りのいい金額自体からして、「燃料代」（出納簿の記載）ではないのではないか。そのほかに、同一日に複数回の利用があるのは、12月7日付の燃料代に9月22日3回利用、10月9日2回利用、2月7日付の燃料代に11月27日2回利用、12月8日3回利用（内一回はタイヤ購入と推量する）等の内容となっており、何れもおかしいのではないか。
- ④8月7日付燃料費・タイヤ代55,490円（91,119円 $\times 6/10$ 出納簿記載）の中にカード年会費分（1,312円 $\times 6/10$ ）が含まれており、このカード年会費分を調査研究費として支出することはおかしいのではないか。
- ⑤研修費として4月度に大山町自衛隊父兄会会費3,000円が計上されているが、領収書の発行者は大山町自衛隊父兄会合併総会準備委員会準備委員長 ■■■■■ となっており、政務調査活動に該当する活動内容や実体が不明であることから研修費には該当しないのではないか。

- ⑥ 5 月度広報費として計上されている郵便局発行の領収証書には、一通 3 7 3 . 5 g 定形外郵便料金 (3 9 0 円) および速達取扱の定形外郵便料金が含まれている。出納簿の摘要欄には「議会だより送料」と記載されているが、一通 3 7 3 . 5 g の議会だよりは不自然であり、また「速達」でする広報は通常考えられない。
- ⑦ 1 月度の広報費として「議会だより」の名目で 4 2 5 , 0 0 . 0 円が計上されており、領収証書の内訳を見ると、全て郵便はがきの購入代金である。はがきに書ける内容で「議会だより」として広報が可能なのか、また、住民の意見を議会活動に反映させることを目的にした内容になっていたのか、検証する必要がある。(議会だより印刷代についても同様に検証が必要)
- ⑧ 3 月度に「議会だより送料」の名目で広報費 1 2 , 2 4 0 円が計上され、領収証書の内訳には切手の購入代金となっているが、議会だよりの送料として使用したとの証拠が無く、使用内容の説明もなされていない。このように切手の購入事実だけで政務調査費を該当させることには疑問をもつ。
- ⑨ 事務所費として、7 月の「事務所汲取料」 2 , 8 8 0 円 (3 , 6 0 0 円 $\times$ 8 / 10 按分)、9 月の「事務所灯油代」 2 , 3 0 4 円 (2 , 8 8 0 円 $\times$ 8 / 10 按分)、および 1 2 月の「事務所賃借料」 1 9 6 , 0 3 6 円 (2 4 5 , 0 4 5 円 $\times$ 8 / 10 按分)、が記載されているが、按分の根拠が示されていない。
- ⑩ 1 0 月度の事務所費として「調査用カメラ代」 1 7 , 5 8 7 円 (3 5 , 1 7 4 円 $\times$ 5 / 10 按分) が記載されているが、按分の根拠が示されていない。
- ⑪ 人件費については毎月計上され領収書が存在するが、但し書きに、日数 $\times$ 単価が記載されているのみで、出勤簿等勤務の実体を証明する証拠が無い。また各月の人件費の領収書は 2 枚ずつ存在し、単価 (日給) が 5 千円と 6 千円になっている。このことから二人の補助職員を雇用したものと推量されるが、なぜ賃金に差のある二人を雇う必要があったのか、どのように調査研究を補助させたか、理由も実態も不明である。

平成 1 9 年度の広江県議の政務調査費収支報告書について

1、 調査研究費について

(1) 交通費について

交通費が実費精算されず領収書なしで、何故か都市間交通費等早見表で請求。

(廣江県議の年齢からして、飛行機はシルバー割引適用、もしくは早割り等の安い料分で事前に購入するのが、県民の常識である。実費との差額分はピンはねではないのか?)

① 県外

平成 1 9 年 0 4 月 2 5 日 東京往復が航空利用で領収書なし $\Rightarrow$ 5 2 , 1 6 0 円
防衛省へ陳情

- 10月06日 東京往復が航空利用で領収書なし⇒ 52,160円
日本会議地方議員令名意見交換会
- 10月29日 東京往復が航空利用で領収書なし⇒ 52,160円
拉致問題地方議員合同協議会幹事会
- 平成20年1月16日 東京往復が航空利用で領収書なし⇒ 52,160円
公立病院持続可能な経営を目指してセミナー
- 平成20年1月16日 東京往復が航空利用で領収書なし⇒ 52,160円
財政健全化と公立病院改革ガイドラインセミナー

②県内

- 平成19年04月25日 三師会懇談会（鳥取）5,540（往復）
- 平成19年05月07日 県議会自民党総会（鳥取）5,540
- 平成20年01月08日 政調会「団体要望」意見交換会（鳥取）5,540、宿泊11,700

(2)日当について

東京に出張するたびに「日当3,000円」が調査研究費として計上されている。

何故に自らの活動に「日当」という報酬を支払っているのか？政務調査に要する費用とはいえない。

(3)自動車使用料について

自動車使用料として、第三者（黒塗りで不明であるが、廣江県議が理事長をしている法人？）に対して、ガソリン代、点検修理代、自動車保険料等の4割が支払われている。第三者である補佐人の領収書は添付されているが、ガソリン代等の個々の領収書は全く添付されていない。

また、自動車を使用して以下の所へ行ったとされているが、石原衆院議員と語る会に出席、神仏霊場合同祭、高校の卒業式、高速道開通式典等が政務調査と言えるのか疑問である。（178,615円）

- 平成19年04月09日 県立米子西高等学校入学式（米子市内）
- 04月10日 住吉小学校入学式（米子市内）
- 04月18日 境港市役所（境港市内）
- 04月23日 陳情県西部総合事務所（米子市内）
- 04月14日 陳情県西部総合事務所（米子市内）
- 05月19日 自衛隊父兄会定期大会（湯梨浜町内）
- 05月27日 美保基地航空祭（境港市内）
- 06月16日 常田参議院議員国政報告会（米子市内）
- 06月17日 エコツーリズム公開セミナー（境港市内）
- 06月24日 県網引連盟会長杯開会式（三朝町内）
- 07月15日 少林寺拳法県大会開会式（米子市内）
- 07月19日 石原伸晃衆議院議員と語る会（米子市内）
- 07月23日 菅総務大臣と語る会（米子市内）

08月04日	拉致問題の早期解決を願う集い（米子市内）
08月19日	葦・蕨殉職者追悼式典（境港市内）
08月23日	陳情県西部総合事務所（米子市内）
09月19日	陳情県西部総合事務所（米子市内）
09月21日	有機農業研究会 in 鳥取（米子市内）
10月07日	出雲国神仏霊場合同祭（松江市美保関）
10月13日	和牛共進会視察（境港市内）
10月14日	和牛共進会閉会式（境港市内）
10月23日	陳情県西部総合事務所（米子市内）
10月30日	県モンゴル中央県友好交流10周年式典（境港市内）
10月31日	北東アジアサミット会議本会議（境港市内）
11月03日	MOA美術館表彰式（米子市内）
11月05日	米子空港の課題とビジョンを語る会（米子市内）
11月10日	県の将来を共に考えるタウンミーティング（不明）
11月29日	中四国ブロック緊急消防援助隊合同訓練視察（米子市内）
12月06日	中海圏を考える議員懇談会研修会（米子市内）
平成20年01月03日	米子市新年のつどい、成人式出席（米子市内）
01月12日	福祉フォーラム in とっとり出席（米子市内）
01月24日	米子・境港政経クラブ定例会（米子市内）
02月01日	陳情県西部総合事務所（米子市内）
02月03日	公明党新年のつどい（米子市内）
02月16日	国会議員合同新春懇談会（米子市内）
03月02日	県立米子西高等学校卒業式（米子市内）
03月09日	自衛隊入隊予定者激励会（米子市内）
03月16日	県立米子東高等学校通信制閉課程記念式典（米子市内）
03月29日	山陰道名和・淀江道開通式典（大仙町内）

2、会議費について

県政報告会は通常の議員活動であり、政務調査ではないと思われる。少なくとも実態に即した按分がなされなければならない。（244,800円）

平成19年04月14日	上後藤地区（50人）	17,000円
05月12日	義方地区（50人）	17,000円
06月30日	住吉地区（60人）	20,400円
07月01日	淀江地区（60人）	20,400円
07月02日	啓成地区（30人）	10,200円
07月06日	加茂地区（50人）	17,000円
07月22日	和田地区（50人）	17,000円

08月11日	義方地区(50人)	17,000円
08月26日	尚徳地区(30人)	10,200円
09月09日	河崎地区(30人)	10,200円
10月21日	五千石地区(30人)	10,200円
10月28日	旗ヶ崎3区(30人)	10,200円
11月23日	旗ヶ崎2区(50人)	17,000円
12月01日	崎津地区(40人)	13,600円
平成20年01月20日	上後藤地区(50人)	17,000円
01月27日	夜見地区(30人)	10,200円
02月09日	大篠津地区(30人)	10,200円

3、事務費について

(1)資料購入費について

資料購入費として本代が計上されているが、領収書葉「本代」とのみの記入であり、政務調査のための資料であるか否か不明である。

4、人件費について

(1)個人への支払いに関し、毎月20,000円の根拠(出勤簿等)なし。24万円の領収書があるのみ。

(2)法人との各種の契約(契約書等)を証明する資料はなし。

平成19年度の山口県議の政務調査費収支報告書について

1. 広報費(813,700円)について

広報送付分の切手郵送料及び県政30年の軌跡後期分の費用があげられているが、それら全てが広報・調査研究の目的であるとは考えられず、その中には後援会活動及び選挙活動に関するもの等があると考えられ、それらの按分の根拠が示されていない。(広報紙等は、その紙面の面積に応じて広報・調査研究費と後援会活動・選挙活動との按分を設定し、その送料についても同等の按分でなければならないはずであるため、送付された紙面が添付されるべきである。また切手等は現金化するのが容易なため、送付された部数を明らかにするべきである。)

2. 資料購入費で書籍代があげられているが、領収書には「本」「本代」として記入されていて、書籍名がない。政務調査に必要である書籍であることの証明が無く、個人的な書籍購入費が含まれているかどうかの判断ができない。

3. 運転代・事務所整理代として人件費が計上されているが、その勤務実態(日数、時間、場所、

内容等)が記されていない。また、その全てを政務調査のためにしたのかも不明である。

4. 自由民主党クラブ勉強会の講師土産代として(8人の按分による5,925円の中の381円が調査研究費として支出されているが、これはガイドラインからして「講師謝金」に準ずるものとして「会議費」とするなら格別、調査研究費として支出できない。

5. 領収日の記載のない領収書がある。(通し番号1-23)

6. 自動車(スカイライン)リース料について、年間50万円で借り、その6割分按分して事務費として計上している。書類の形式からリース契約の貸し主が親族の可能性がある。万が一、そうであれば、本人はもとより、親族の資産形成に繋がっている可能性がある。

7. 11月24日の冬用タイヤ購入費を調査研究費として計上している。一般県民が購入する金額や量販店の一般的な価格からすれば、冬用タイヤ購入費(175,000円。按分によってその6割の105,000円)は高額ではないか? しかも、ガイドラインの調査研究費の備考欄「1件10万円以内」を超過している。

8. 自由民主党クラブとして、新聞は8人で各社の1紙を購入しているが、自民党機関誌については8人が8紙購入している。政党の党員が機関誌を買うのは当然であり、政務調査とは言えない。

以上

請求人代表者の選任書

2008年10月2日

私たちが本日付でしました県議会議員の政務調査費に関する住民監査請求について、米子市東町410高橋敬幸さんを、請求人の代表者に選任します。

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

資料 3

鳥取県職員措置請求書の表記における監査委員の解釈

請求人から提出された鳥取県職員措置請求書には事実と相違する部分があるものと認められたため、下記のとおり解釈した。

記載箇所		請求人の記載	監査委員の解釈
頁	行		
1	18	西伯郡南部町福成 977-29 (「請求人代表者の選任書も同じ」)	西伯郡南部町福成 997-29 (代表請求人の事務所から記載誤りである旨の報告を受け、住民票により地番確認を行った。)
2	17	山口県議会議員	山口県議会議員
3	14	2007 年 1 月 17 日	2007 年 1 月 18 日
3	27	55,490 円 (91,119 円 × 6/10 出納簿記載)	55,459 円 (92,431 円 × 6/10 出納簿記載)
4	25	広江県議	廣江県議
5	2	日本会議地方議員令名意見交換会	日本会議地方議員連盟設立総会
5	7	平成 20 年 1 月 16 日	平成 20 年 3 月 27 日
5	10	平成 19 年 04 月 25 日	平成 19 年 4 月 12 日
5	29	04 月 14 日陳情県西部事務所	5 月 14 日陳情県西部事務所
5	33	境港市内	米子市内
6	7	境港市内	米子市内
6	8	境港市内	米子市内
6	26	大仙町内	大山町内
6	35	07 月 06 日	7 月 8 日
7	7	崎津地区	崎津地区

平成19年 4月 1日 制定
平成19年12月17日 一部改正

政務調査費議員必携

鳥 取 県 議 会

はじめに

議員の活動は、単に本会議や委員会などの会議に出席し、議案の審議などを行う議会活動だけでなく、住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方自治体の事務に関し調査研究を行い、議案の審査や政策立案に反映させていくことも、議員の果たすべき重要な役割である。

このため、政務調査費は、このような議員が行う調査研究活動に対し、地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、その経費の一部が交付されるものである。

したがって、政務調査費が県民の税金で賄われていることに鑑み、議員には、県民に理解され信頼される議会づくりのために、その用途について、より一層の透明性の確保と説明責任を果たすことが求められている。

この「政務調査費議員必携」に収録しているガイドライン（指針）は、この度改正された鳥取県政務調査費交付条例第4条第2項に基づき、従来からあるガイドラインを県民の目線で見直し、より具体的に解りやすく一覧性を持ったものとするために、県議会の中に議会改革推進会議を設置して、同会議に諮り定めたものである。

議員各位には、政務調査費の用途のより一層の透明性を高めるために、ガイドラインを尊重することが求められる。

政務調査費は、さまざまな県政課題への対応、政策立案などのために各議員が行う調査研究活動が円滑に行われ、二元代表制の一方である議会議員として、審議能力を強化することを目的に交付されるものであり、この「政務調査費議員必携」により政務調査費が十分に活用されることにより、調査研究活動のさらなる充実と議会の活性化を図られ、鳥取県がますます発展していくことを期待する。

平成19年4月1日

鳥取県議会

目 次

政務調査費の目的	1
政務調査費制度の概要	
1 交付対象と交付額	1
2 収支報告書等	2
3 残額の返還	2
4 収支報告書の閲覧等	2
政務調査費ガイドラインについて	
1 使途の基本的な考え方	3
2 政務調査費の使途	3
3 政務調査費の対象外経費	11
証拠書類について	
1 証拠書類の種類	12
2 出納簿	12
3 領収書等	12
4 国外調査報告書及び県外調査活動一覧表	12
(別紙)「政務調査費に係る使途基準の項目別経費の例示」	13
都市間交通費等早見表	資料1 (別途配布)
様式集及び記載例	資料2
関係法令等	資料3

政務調査費の目的

議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行う議会活動だけではない。議員は、住民の代表として住民意思を把握するとともに、当該地方公共団体の事務に関し調査、研究を行い、政策立案や執行機関の監視（チェック）を行うなど、さまざまな議員活動を行っている。

このため、政務調査費は、二元代表制の一方である議会の議員が、さまざまな議員活動に必要な調査研究などに要する経費として、地方自治法第100条第13項の規定に基づき、鳥取県政務調査費交付条例（以下「交付条例」という。）の定めるところにより議員に交付されるものである。

政務調査費制度の概要

1 交付対象と交付額（交付条例第2条、第3条）

- (1) 政務調査費は、交付条例に基づき各4半期の最初の月（4月、7月、10月、1月）の10日に、在職議員に交付する。
（上記各月の10日から末日までの間に議員の任期満了の日がある場合は、その翌月の10日に、在職議員に交付する。）
- (2) 政務調査費の額は、4半期ごとに75万円である。ただし、次の事由に該当する場合は、一部を県に返還する必要がある。

事 由		返還額
4半期の最初の月（4月、7月、10月、1月）の10日から末日までの間に、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったとき		50万円
4半期の2番目の月（5月、8月、11月、2月）に、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったとき		25万円

2 収支報告書等（交付条例第5条、第6条、第7条）

- (1) 議員は、政務調査費の交付を受けた年度の終了後（その日までに議員でなくなったときは、当該議員でなくなった日）から30日以内に収支報告書を議長に提出すること。
- (2) 議員は、領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「証拠書類」という。）を整備し、5年間保存するとともに、その写しを、収支報告書の提出期限までに議会事務局長（以下「事務局長」という。）に提出すること。

3 残額の返還（交付条例第5条第2項）

交付を受けた政務調査費のうちに支出に充てない残額が生じたときは、収支報告書に基づき発行される納入通知書により、期限までに返還すること。

4 収支報告書等の閲覧等（交付条例第8条第3項、鳥取県情報公開条例、鳥取県議会情報公開条例）

- (1) 議長に提出された収支報告書は、提出期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日から、県民の閲覧及び写しの交付の対象となること。
- (2) 事務局長に提出された証拠書類の写しは、鳥取県情報公開条例及び鳥取県議会情報公開条例の規定に基づく開示の対象となること。
また、提出された収支報告書及び証拠書類の写しは、監査委員の監査対象の書類となること。

政務調査費ガイドライン (交付条例第4条)

政務調査費のガイドラインについて

1 使途の基本的な考え方

政務調査費は、議会議員の調査研究活動に要する経費に対して、規則で定める用途基準に従い、適切に充当されなければならない。このガイドラインは、交付条例第4条第2項に基づき定めるものであり、議員には、同条第3項の規定によりこのガイドラインを尊重して、政務調査費の適切な執行を行うこと。

しかし、議員が行う活動は、調査研究活動に加えて、議会活動、政党活動、後援会活動等その内容は様々であり、一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の両面を有し、渾然一体となっている場合には、これらの活動を整然と峻別することは困難である。

このような場合に、その活動に要した経費を政務調査費に充当するときは、それぞれの活動内容の実績に応じたあん分により充当することとし、その際のあん分率は、原則として議員自らがその活動内容や実績により、算定し明らかにすること。

2 政務調査費の使用

項 目	内 容	主な経費に係わる留意事項	備 考
共通事項		【対象経費】 ① 政務調査費の対象は、議員が行った調査、研究に使用した経費の実費を原則とすること。 ② 政務調査費は、当該年度内に議員が行った調査、研究に必要な経費に対して支給するものであり、対象期間外に行った経費に充てることができない。 【経費のあん分】 ① 実際の活動において、政務調査活動と他の議員活動が渾然一体となっている場合には、政務調査費のみを支出することが必要であることから、実績等を考慮のうえ経費をあん分し、出納簿、領収書の写しその他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）にあん分の根拠を明示すること。	・政務調査活動以外の活動 議会活動、政党活動、後援会活動、選挙活動、親睦団体活動、私生活などは、対象外とする。 従って、これらを除いた政務調査活動の率（あん分率）を算定し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。

項 目	内 容	主な経費に係わる留意事項	備 考
共通事項 (続き)		② 複数年分の経費の一括払いの場合、経費を年度ごとにあんな分の上、各年度の政務調査費に計上すること。(初年度に一括計上しないこと。) 【項目別経費の例示】 使途基準の項目別経費の例示は別紙のとおりである。	別紙 「政務調査費に係る使途基準の項目別経費の例示」
調査研究費	実務調査及び調査委託に要する経費 (調査委託料、交通費、宿泊費など)	交通費、宿泊費など ① 調査委託料、交通費、宿泊費は領収書による実費を原則とすること。 また、その額及び内容は社会通念上許容されるものであることが必要であること。 ② 政務調査活動の期間内にその他の用務等を含む場合には、政務調査活動の部分と他の用務等を明確に区分すること。 ③ 議会活動として別途旅費等が支給される場合は、重複して政務調査費を充当することはできない。 ただし、議会活動と連続して政務調査活動を実施する場合には、議会活動部分と政務調査活動部分の区別を明らかにして、その内容を証拠書類に明示すること。	・政務調査費の算定の例 (議会活動(公費)と政務調査活動が連続する場合) 1 日目 鳥取→東京 (議会活動→鳥取に帰着可能) 東京泊 2 日目 東京→水戸市 (政務調査活動) →東京→鳥取 の日程で旅行した場合 東京往復の交通費＝公費による旅費支給 (政務調査費充当不可) 東京水戸間の交通費及び東京での宿泊費 ＝政務調査費の充当可能

項 目	内 容	主な経費に係わる留意事項	備 考
調査研究費 (続き)		④ 交通費について、 県外政務調査活動で領収書の徴収ができない場合は、都市間交通費等早見表（以下「早見表」という。）により算定した、通常利用する交通機関に係る料金を政務調査費の対象とすること。 この場合においては、当該旅行先に旅行したことを証する書類として証拠書類を作成すること。 ⑤ 県内政務調査活動で、公共交通機関を利用した場合は、領収書に代えて、政務調査活動の概要、利用区間、料金を記載した証拠（証明）書類を議員が作成し提出することとできること。 ⑥ 自家用自動車を使用した政務調査活動については、対象年度の燃料費及び小修理、車検費用などの自動車の維持経費の合計額の6割を限度として政務調査費の対象とすることができるとのこと。	〈政務調査活動と他の用務が連続する場合〉 政務調査を主目的として出張し、出張先で政務調査活動以外の用務を行った場合は、滞在中の経費を明確に区分して支出する必要があること。この場合、出張先までの往復旅費全額を政務調査費で支出することは可能であること。 ・県外政務調査活動報告書（様式参照）を作成する必要があること。 ・証拠（証明）書類は、議員作成の任意の様式とすること。 ・県内ＪＲ運賃については早見表を参照 ・使用する自家用自動車は1台とすること。 ・新たに追加する装備品については、1件10万円以内のものを政務調査費の対象とすること。

項 目	内 容	主な経費に係わる留意事項	備 考
調査研究費 (続き)		⑦ 宿泊費について、原則として領収書に記載された金額とすること。 ただし、県内における宿泊費については、特別の事情がない限り11,700円を上限とすること。 (11,700円を超える場合は、その理由を証拠書類に明記すること。) 食糧費 ① 領収書による実費とするが、特別の理由がない場合には、県の食糧費の執行基準を上限とすること。 県の食糧費の執行基準 県内 10,000円 県外 15,000円 ② 特別の理由によりこの上限を超える場合においては、証拠書類にその理由を付記すること。 ③ 政務調査活動のための期間内にその他の用務等の食糧費を含む場合には、政務調査用務の部分を明確に区分し領収書等に明示すること。	・朝食、夕食代を別途「領収書」による場合の宿泊費は、朝食について1,000円、夕食について2,000円を差し引いた額となること。 (「早見表」を参照) ・政務調査活動としての懇談会等での飲食経費について、自己負担分を食糧費として支出することは可能であること。 ・政務調査活動を目的として、議員が主催する会議、研修会での茶菓代として支出することは可能であること。 ・明確に区分できない場合は、あん分によること。

項 目	内 容	主な経費に係わる留意事項	備 考
調査研究費 (続き)		会費 会費の支出対象である団体の活動内容や実態が、政務調査活動として適当であることが必要であると。	・個人的資格要件で加入している団体（例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）や親睦を目的とする会合の会費、意見交換を伴わない会合の会費等については適当でないこと。 ・会派（議員連盟）での合同調査活動等に充てられたため、会派（議員連盟）に拠出した経費については、「調査研究費」の項目に計上すること。（「政務調査費に係る使途基準の項目別経費の例示」（別紙）を参照のこと。） - なお、証拠書類として、会派（議員連盟）において作成した支出項目別に仕分けした決算書を提出すること。
研 修 費	研修会等への参加に要する経費 (会費、交通費、宿泊費など)	交通費、宿泊費など 「調査研究費」欄を参照 会費 「調査研究費」欄を参照	
会 議 費	各種会議の開催に要する経費 (講師謝金、会場借上料、機器使用料、資料印刷費など)	① 領収書による実費とすること。 ② 後援会活動等の他の用務等を含む場合には、実績等を考慮のうえ経費をあん分し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。	・政務調査活動を目的として、議員が主催する会議、研修会での茶菓代として支出することは可能であること。

項 目	内 容	主な経費に係わる留意事項	備 考
資料作成費	資料の作成に要する経費 (印刷製本費、原稿料など)	① 領収書による実費とすること。 ② 後援会活動等の他の用務等に係る資料を含む場合には、実績等を考慮のうえ経費をあん分し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。	
資料購入費	図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞雑誌購読料など)	① 領収書による実費とすること。 ② 政務調査活動に必要なものに限るが、実績等を考慮のうえ経費をあん分し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。	
広報費	広報活動に要する経費 (広報誌印刷費、送料など)	① 領収書による実費とすること。 ② 住民の意見を議会活動に反映させること等を目的にしたものであることが必要であること。 ③ 広報誌を発行する際には、政務調査活動に係るものと後援会活動等のその他の活動に係るものを別業とする等、明確に区別することが望ましいが、他の用務等に係る部分が含まれるときは、記事の割合などにより印刷費及び送料等をあん分し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。	・ 広報費のあん分の例 〈政党活動等と政務調査活動が併存している場合〉 当該広報誌の印刷 送付等に係る経費 の総額 × 紙面における政務調査 活動部分の占める割合 (〇%)

項 目	内 容	主な経費に係わる留意事項	備 考
事務所費	事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、管理運営費など)	① 事務所用地購入費、事務所建設費に充当することとは、議員個人の資産形成に繋がるものであり、政務調査費の対象外とすること。 ② 維持経費については、政務調査活動に使用する範囲内において充当することができる。この場合、使用の割合に応じあん分として支出し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。 ③ 自宅、自己所有物件（家族名義含む）を事務所として使用する場合は賃借料は、政務調査費の対象外とすること。 なお、生計を一にしない親族名義の事務所の借上げについては、政務調査費の対象とすることができる。この場合、生計を一にしない親族である旨を領収書に記載すること。	・事務所費のあん分の例 〈後援会などの事務所と兼ねている場合〉 維持経費（賃料、光熱水費等） × 政務調査活動の利用割合（○％）
事務費	調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品購入費、通信費など)	備品購入費、リース料など ① 備品購入費、リース料などについても、政務調査活動に使用する範囲内において充当することができる。この場合、使用の割合に応じあん分として支出し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。 ② 政務調査活動に対する有用性が高く、直接必要であると認められるものであることが必要であること。	・電話料金のあん分の例 電話料金 × 政務調査活動に係る通話の割合（○％） ・政務調査活動として有用性が低いと思われる例 安楽椅子、冷蔵庫、大型テレビなど

項 目	内 容	主な経費に係わる留意事項	備 考
事 務 費 (続き)		③ 備品の購入経費については、1件10万円以内のものを政務調査費の対象とすること。 ④ 自動車購入費（減価償却費を含む。）を充当することは、議員個人の資産形成につながるものであり、政務調査費の対象外とすること。 ⑤ 自動車を借上げて政務調査活動を行う場合のリース料については、月額10万円を限度とすること。	・政務調査活動以外にも利用する場合は、リース料をあん分する必要があること。
人 件 費	調査研究を補助する職員の雇用に必要な経費（給料、手当、社会保険料など）	① 政務調査活動とその他の活動（後援会活動等）を併せて業務を行わせる場合には、業務の割合に応じ、あん分して支出し、証拠書類にあん分の根拠を明示すること。 ② 配偶者に政務調査活動の補助を行わせたことに対する対価に、政務調査費を充当することは、適当でないこと。 ③ 政務調査活動に従事していることを証するため、領収書に勤務日数等を明示すること。	・事務所職員を他の活動にも従事させている場合のあん分の例 給料等の総額 × 当該職員が政務調査活動に従事する割合（○％）

3 政務調査費の対象外経費

下記の経費は、政務調査費の性格上、対象外となるため、注意すること。

(1) 慶弔費

① 慶弔餞別費等

例) 病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の経費、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷等の経費

② 冠婚葬祭の出席

例) 葬儀、祝賀会、結婚式、祭り等

③ 宗教活動

例) 檀家総代会、報恩講、宮参り、会費等

(2) 選挙活動経費

① 各種選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ等作成

② 選挙関係に係る経費、選挙活動費

(3) 政党本来の活動に属する経費

① 党大会への出席

② 政党(支部を含む)活動

③ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送料

④ 政党組織の事務所の設置維持経費(人件費を含む。)

⑤ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等

(4) 後援会活動経費

① 後援会活動のための経費

② 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷及び発送料

③ 後援会主催の報告会等の開催経費

(5) その他調査研究活動以外の経費

① 観光、レクリエーション、私任用務等による旅行

② 親睦会、レクリエーション等のために使用する経費

例) 町内会費、婦人会費、スポーツクラブ費、ライオンズクラブ、商工会費、ロータリークラブ等会費

証拠書類について

1 証拠書類の種類

議会事務局長に提出を要する証拠書類は、次のとおりとすること。

- ① 出納簿の写し
- ② 領収書（又はそれに代わる証拠（証明）書類）の写し
- ③ 国外調査報告書
- ④ 県外調査活動報告書

2 出納簿

(1) 出納簿に記載を要する項目は、次のとおりとすること。

- ① 収入年月日又は支出年月日
- ② 収入金額又は支出金額
- ③ 収入内容又は支出内容
- ④ 収支報告書の該当項目
- ⑤ 領収書等の番号（領収書を収支報告書の各項目ごとに整理する等、出納簿と容易に突合できる場合は省略できること。）

(2) 出納簿（時系列で記載したもの）は、収支報告書の各項目ごとにとまとめた支出の一覧表をもって代えることができること。

この場合においても、(1)の項目を記載すること。

(3) 出納簿の様式例は、様式集に掲げるとおりである。その記載方法については、各種様式の記載例を参考にする。

また、(1)の記載する項目を具備すればパソコンソフトにより出納簿を作成することでもできること。

3 領収書等

(1) 領収書に番号を付す等、領収書等と出納簿（又は支出一覧表）との関係が明らかとなるよう留意すること。

(2) 領収書等に記載された金額の一部をあん分して充当する場合には、あん分した内容を領収書（又は出納簿等）に記載すること。

(3) 支出目的や内容が政務調査費の対象であるか直ちに判断できないものについては、その利用目的、理由等を追記すること。

(4) 補助職員人件費については、勤務実態を明らかにするため、勤務日数等を明示すること。

(5) 経費の支出が、預金口座からの引落としによる場合、預金通帳の該当部分の写しを提出すること。その場合、出納簿との関係が明らかになるよう写しの余白部分に用途を記載するなど留意すること。

4 国外調査報告書及び県外調査活動報告書

国外調査報告書及び県外調査活動報告書の様式例は、様式集に掲げている。その記載方法については、各種様式の記載例を参考とすること。

政 務 調 査 費 に 係 る
使 途 基 準 の 項 目 別 経 費 の 例 示

(平成19年度交付分から適用)

使 途 基 準 の 項 目 別 経 費 の 例 示

	内 容	具体的な経費 (例示)
調査 研究費	使途基準：実地調査及び調査委託に要する経費（委託料、交通費、宿泊料等）に充てること。 ○議員が行う県政、地方行財政に関する調査研究に要する経費 【具体的な調査活動（例）】 ①県内(外)調査・視察及び海外調査・視察 ②国会、国等への要望活動 ③調査のための登庁(費用弁償されるものを除く。) ④市町村、県民からの陳情・要望に関する現地調査 ⑤県政に関する執行部との意見交換 ⑥国、県、市町村、団体等が主催する行事への参加 (研修会、講演会等「研修費」に該当する行事を除く。)	交通費、タクシー代、 車の維持経費(燃料費、車検費用等の総額の6割を限度、対象は1台のみ)、 宿泊費(県内は11,700円を上限)、 有料道路代、有料駐車場代、会場借上料、 意見交換会参加費(負担金)、 食糧費(県内10,000円、県外15,000円を上限)、茶菓代、 現地調査謝礼(土産代等)、 *食糧費は、公職選挙法に抵触せず、社会通念上許容される範囲のものとする。 *議員が雇用する職員の交通費、宿泊料等については、 政務調査活動の補助者としての活動実態により判断する。
	○議員が加入する議員連盟又は会派による調査研究活動に要する経費 【具体的な調査活動（例）】 ⑦議員連盟による県政関係調査活動への参加 ⑧会派による県政関係調査活動への参加	議員連盟(会派)の会費 (議員連盟(会派)の活動経費の区分は、政務調査費の区分に準じる。)

	*会派（議員連盟）の会費は、「調査研究費」の項目に計上すること。 ・「収支報告書」の「主な支出の内訳」欄には、「〇〇会派調査研究費 *** 円」と記載する。 （決算書で分類された支出項目別に記載しないこと。） *証拠書類として、会派（議員連盟）決算書を添付すること。 ・会派（議員連盟）においては、支出項目別に分類した決算書を作成し、各議員に通知すること。
○調査委託に要する経費 【具体的な調査活動（例）】 ⑨学識経験者、シンクタンク等個人又は団体への調査委託	調査委託費、 打合せに要する経費(交通費等)

	内 容	具体的な経費 (例示)
研修費	使途基準：研修会等への参加に要する経費（会費、交通費、宿泊料等）に充てること。 ○国、県、市町村、団体等が主催する研修会、勉強会、講演会等への参加に要する経費 【具体的な調査活動（例）】 ①研修会(勉強会)参加 ②講演会参加	交通費、タクシー代、宿泊費(県内は11,700円を上限)、会費(参加負担金)、資料代、有料道路代、有料駐車場代、 *車の燃料費は「調査研究費」の項目で一括整理する。
会議費	使途基準：各種会議の開催に要する経費（講師謝金、会場借上料金、会場借上料会、機器使用料、資料印刷費等）に充てること。 ○議員が主催、共催する県民の県政への要望、意見を吸収するための各種会議の開催に要する経費 【具体的な調査活動（例）】 ①県政要望会議の開催 ②県政報告会の開催 ③会議開催のための事前打合せに要する経費	交通費、タクシー代、宿泊費(県内は11,700円を上限)、有料道路代、有料駐車場代、会場借上代、会場設営費、機材借上代(プロジェクター、マイク等)、資料印刷代、案内状印刷代、案内状送付代(郵送料)、講師(助言者)への謝金及び交通費、食糧費、茶菓代 *食糧費は、公職選挙法に抵触せず、社会通念上許容される範囲のものとす。 *車の燃料費は「調査研究費」の項目に一括整理する。

	内 容	具体的な経費（例示）
資料 作成費	使途基準：資料の作成に要する経費（印刷製本費、原稿料等）に充てること。 ○議員が行う議会活動、審議に必要な資料を作成するために要する経費 【具体的な調査活動（例）】 ①政務調査資料作成	印刷製本費、資料コピー代、原稿料、写真現像代、事前打合せ等に要する経費（交通費等）
資料 購入費	使途基準：図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）に充てること。 ○議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入、借上に必要な経費	書籍購入費、定期刊行物購入費、新聞購読料、情報収集インターネット接続経費、ビデオテープ・CD-ROM等購入費
広報費	使途基準：広報活動に要する経費（広報誌印刷費、送料等）に充てること。 ○議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 【具体的な調査活動（例）】 ①政務調査広報誌作成 ②議会報告、県政だより作成	広報誌・報告書等の印刷製本費、報告書の郵送料、ホームページ開設・維持費、事前打合せ、広報活動に要する経費（交通費等）

	内 容	具体的な経費（例示）
事務所費	使途基準：事務所の設置及び管理に要する経費（事務所賃借料、管理運営費等）に充てること。 ○議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所の土地・建物賃借料、光熱水費（電気、水道、ガス、燃料費）、その他管理運営に要する経費
事務費	使途基準：調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品購入費、通信費等）に充てること。 ○議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費	電話・FAX 使用料、OA 機器リース料（コピー機等）、車リース代（月額 10 万円を限度）、備品購入費（事務机、事務機器、パソコン等、1 件 10 万円以内のものに限る）、事務用消耗品購入費、一般郵送料、議員が雇用した職員の事務連絡旅費等（交通費等）、経理事務を外部委託した場合の委託経費
人件費	使途基準：調査研究を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当、社会保険料等）に充てること。 ○議員が行う調査研究を補助する職員の雇用に要する経費	常勤職員の給料、諸手当（通勤、住居、超過勤務等）、社会保険料（健康、厚生、雇用）、臨時雇用職員の賃金

都市間交通費等早見表

都市別旅費早見表（鳥取駅起点）

都市別旅費早見表（米子駅起点）

県内JR運賃早見表

都市別旅費早見表(鳥取駅起点)

(単位:円)

市名	運賃
○ 札幌	88,980
○ 青森	80,040
○ 盛岡	77,520
○ 仙台	71,020
○ 秋田	81,400
○ 山形	71,760
○ 福島	67,240
○ 水戸	57,740
○ 宇都宮	59,300
○ 前橋	59,300
○ さいたま	50,740
○ 千葉	51,220
○ 東京	50,020
○ 横浜	49,840
○ 新潟	70,380
○ 富山	31,460
○ 金沢	28,060
○ 福井	25,540
○ 甲府	57,740
○ 長野	36,060
○ 岐阜	25,700
○ 静岡	31,420
○ 名古屋	25,080
○ 津	28,120
○ 大津	15,900
○ 京都	15,900
○ 大阪	13,800
○ 神戸	12,540
○ 奈良	15,900
○ 和歌山	19,440
○ 米子	5,540
○ 松江	9,000
○ 岡山	9,760
○ 広島	20,060
○ 山口	26,360
○ 徳島	19,700
○ 高松	14,140
○ 松山	23,480
○ 高知	21,800
○ 福岡	32,020
○ 佐賀	36,400
○ 長崎	37,420
○ 熊本	36,480
○ 大分	37,020
○ 宮崎	39,060
○ 鹿児島	43,980
○ 那覇	74,940

(単位:円)

区分	金額	備考
日当 (県外の み)	1日当たり(宿泊を伴う場合)	3,000
	1日当たり(宿泊を伴わない 場合)	0
宿泊費 (県外の み)	次の市区に宿泊する場合	1泊2食
	さいたま市 千葉市 東京都特別区 川崎市 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 福岡市	14,800
	上欄の市区以外の市町村に 宿泊する場合	1泊2食
		13,300

注) 食事別途の場合とは、食事代金を領収書の写しを添付して別途計上する場合を示す。

左表の注

※ 1) 外の○印は飛行機利用を表す。

2) 表中のJRの特急料金は通常期の料金(指定席利用)であり、
繁忙期は片道200円増額し、閑散期は片道200円減額する。

3) 表中の運賃のうち、飛行機代金は、往復割引料金である。

JRの繁忙期: 3/21~4/5、4/28~5/6、7/21~8/31、12/25~1/10

JRの閑散期: 1/16~2/28・6月・9月・11/1~12/20の

各期間の月、火、水、木曜日(祝日及び祝日の前日と振り替え休日は除く)

都市別旅費早見表（米子駅起点）

（単位：円）

市 名	運 賃
○ 札幌	91,120
○ 青森	83,180
○ 盛岡	79,660
○ 仙台	73,160
○ 秋田	83,540
○ 山形	73,900
○ 福島	69,380
○ 水戸	59,880
○ 宇都宮	61,440
○ 前橋	61,440
○ さいたま	52,880
○ 千葉	53,360
○ 東京	52,160
○ 横浜	51,980
○ 新潟	72,380
○ 富山	33,360
○ 金沢	32,980
○ 福井	31,680
○ 甲府	59,880
○ 長野	36,720
○ 岐阜	29,400
○ 静岡	30,840
○ 名古屋	28,760
○ 津	31,820
○ 大津	23,320
○ 京都	22,900
○ 大阪	19,760
○ 神戸	19,740
○ 奈良	21,440
○ 和歌山	24,980
○ 鳥取	5,540
○ 松江	2,420
○ 岡山	10,260
○ 広島	18,720
○ 山口	27,400
○ 徳島	20,780
○ 高松	14,400
○ 松山	23,520
○ 高知	21,840
○ 福岡	30,480
○ 佐賀	32,540
○ 長崎	35,720
○ 熊本	34,460
○ 大分	32,520
○ 宮崎	37,380
○ 鹿児島	41,760
○ 那覇	75,080

（単位：円）

区 分	金 額	備 考
日当 (県外の み)	1日当たり(宿泊を伴う場合) 3,000	昼食別途の場合 1,500 帰着が午前又は出発が 午後の場合 1,500
	1日当たり(宿泊を伴わない 場合) 0	21時を過ぎて帰着する 場合 3,000
宿泊費 (県外の み)	次の市区に宿泊する場合 さいたま市 千葉市 東京都特別区 川崎市 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 福岡市	1泊2食 14,800
	上欄の市区以外の市町村に 宿泊する場合	1泊2食 13,300
		朝食別途の場合 13,800 夕食別途の場合 12,800 朝食夕食とも 別途の場合 11,800
		朝食別途の場合 12,300 夕食別途の場合 11,300 朝食夕食とも 別途の場合 10,300

注) 食事別途の場合とは、食事代金を領収書の写しを添付して別途計上する場合を示す。

左表の注

- ※ 1) 外の○印は飛行機利用を表す。
 2) 表中のJRの特急料金は通常期の料金(指定席利用)であり、
 繁忙期は片道200円増額し、閑散期は片道200円減額する。
 3) 表中の運賃のうち、飛行機代金は、往復割引料金である。

JRの繁忙期：3/21～4/5、4/28～5/6、7/21～8/31、12/25～1/10

JRの閑散期：1/16～2/28・6月・9月・11/1～12/20の

各期間の月、火、水、木曜日(祝日及び祝日の前日と振り替え休日は除く)

各種様式及び記載例

施行規程に定める様式

収支報告書

収支報告書（修正報告）

証拠書類として添付する書類の様式例及び記載例

政務調査費出納簿

政務調査費出納簿（パソコン用）

国外調査報告書

県外調査活動報告書

【別添様式】
別記様式（第2条関係）

平成 年 月 日

平成 年度 政務調査費収支報告書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会議員 印

1 交付を受けた政務調査費の額 _____ 円

2 政務調査費を充てた支出の額

項 目	金 額	主な支出の内訳
調査研究費		
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事務所費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 支出に充てない残額 _____ 円

【記載例】

別記様式（第2条関係）

平成〇〇年△△月××日

平成〇〇年度 政務調査費収支報告書

鳥取県議会議長 鳥取 太郎 様

鳥取県議会議員 甲山 乙郎 印

1 交付を受けた政務調査費の額 3,000,000円

2 政務調査費を充てた支出の額

項 目	金 額	主な支出の内訳
調査研究費	500,000円	県外調査（大阪33千円、東京100千円、宮城150千円）、県内調査（米子2回60千円、日南30千円）など
研 修 費	200,000円	××セミナー（98千円）、〇〇講演会（50千円）など
会 議 費	150,000円	議会活動報告会（2回）
資料作成費	30,000円	県外調査報告書印刷（20千円）など
資料購入費	80,000円	参考図書購入 30千円、雑誌購読 50千円
広 報 費	100,000円	「議会だより」印刷・送付（2回）
事務所費	960,000円	事務所賃借料（12ヶ月分）
事 務 費	160,000円	電話・FAX代 100千円、コピー代 60千円
人 件 費	720,000円	補助職員賃金（12ヶ月分）
合 計	2,900,000円	

3 支出に充てない残額 100,000円

＜記載上の注意点＞

- ・調査研究費、研修費、会議費の記載に当たっては、主な事項を記載例を参考にできるだけ具体的に記載すること。
- ・記載内容が、様式の欄におさまらない場合は別紙に記載し添付する方法も可能であること。

＜経費の計上例＞

- ・自宅の電話を調査活動に使用する場合は、その総使用料を調査活動に使用した割合に応じてあん分し計上すること。

（例）○割程度を調査活動に使用している場合

使用料金 120,000円×○／10（按分率）＝○○○○円… 調査活動分

- ・自家用車を利用して各地に調査活動に出かけた場合は、その燃料代及び維持経費を調査活動に使用した割合（6割以内）によりあん分し計上すること。

（例）支払額 205,000円×○／10（あん分率）＝○○○○円… 調査活動分

【別添様式】

別記様式（第2条関係） *修正報告の場合

平成 年 月 日

平成 年度 政務調査費収支報告書（修正報告）

鳥取県議会議長

様

鳥取県議会議員

印

- 1 交付を受けた政務調査費の額 _____ 円
- 2 政務調査費を充てた支出の額

項 目	金 額	主な支出の内訳
調査研究費		
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事務所費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

- 3 支出に充てない残額 _____ 円

- 4 修正した内容（別紙のとおり）

(修正報告別紙)

修正した内容

1 修正金額

項 目	当 初	修正額	計	修正理由
調査研究費				
研修費				
会議費				
資料作成費				
資料購入費				
広報費				
事務所費				
事務費				
人件費				
合 計				

2 修正内容

出納簿	
領収書	

(証拠書類)

修正後の出納簿一式、領収書（修正に係る部分のみ）を提出すること。

【記載例】

(修正報告別紙)

修正した内容

1 修正金額

項 目	当 初	修 正 額	計	修 正 理 由
調 査 研 究 費	500,000	▲10,000	490,000	交通費の計算修正
研 修 費	200,000		200,000	
会 議 費	150,000		150,000	
資 料 作 成 費	30,000		30,000	
資 料 購 入 費	80,000		80,000	
広 報 費	100,000		100,000	
事 務 所 費	960,000	▲50,000	910,000	対象経費の修正
事 務 費	160,000		160,000	
人 件 費	720,000		720,000	
合 計	2,900,000	▲60,000	2,840,000	

2 修正内容

出 納 簿	7月10日 調査研究費 10,000円削減 11月20日 事務所費 50,000円削減
領 収 書	領収書番号 25番 按分計算部分の修正(30,000→20,000円) 領収書番号 110番 削除

(証拠書類)

修正後の出納簿一式、領収書（修正に係る部分のみ）を提出すること。

【様式例】

平成 年度 政務調査費出納簿

(単位：円)

[illegible]

【出納簿様式例の記載例】

平成〇〇年度 政務調査費出納簿

(単位：円)

年月日	摘 要	収 入	支 出	残 高	分 類	領収書等の 番号
4. 1	政務調査用運用費 (自己負担)	250,000		250,000		
4. 10	第一・四半期交付分	750,000		1,000,000		
4. 15	現地調査交通費(米子；JR)		5,540	994,460	調査研究費	401
	同上 会食代 (〇〇ホテル)		5,250	989,210	〃	402
	同上 宿泊料 (〇〇ホテル)		8,400	980,810	〃	403
4. 21	福祉問題議員懇話会 月会 費 (福祉問題議員懇話会)		5,000	975,810	会議費	404
	月刊「〇△×」購読料 (△△(株))		3,000	972,810	資料購入費	405
	会派への負担金(会派〇〇)		30,000	942,810	調査研究費	406
4. 25	4月分補助職員賃金 (〇山〇男、□川□子) @80,000円×2名×1/2		80,000	862,810	人件費	407,408
	4月分議員事務所賃借料 (△△不動産(株)) @80,000円×1/2		40,000	822,810	事務所費	409
4. 28	参考図書代(〇〇書店)		5,250	817,560	資料購入費	410
	4月分事務所電話代 (NTT) 20,000円×7/10		14,000	803,560	事務費	411
	事務所コピー代((株)× ×)		5,000	798,560	〃	412
4. 30	ガソリン代(調査活動関係 分)(〇〇商会) 10,000円×6/10		6,000	792,560	調査研究費	413
	(4月分 小計)	1,000,000	207,440	792,560		
5. 1	前月からの繰り越し			792,560		
5. 10	議会活動報告会 会場借上 料(△△ホール)		14,000	778,560	会議費	501
	同上 資料印刷代 (〇〇印刷)		10,000	768,560	〃	502

	同上 茶菓子代 (××商店)		10,000	758,560	〃	503
5.15	「議会だより」印刷代 (〇〇印刷)		40,000	718,560	広報費	504
	同上 送料 (日本郵政公社)		10,000	708,560	〃	505

7.15	韓国訪問調査 交通費 (××旅行社)		203,200	728,000	調査研究費	708
	同上 宿泊料 (××旅行社)		92,600	635,400	〃	708
	同上 会食代 (××旅行社)		35,800	599,600	〃	708

3.30	ガソリン代(調査活動関係 分)(〇〇商会) 6,000円× 6/10		3,600	76,342	調査研究費	320
	会派政務調査費精算金 (会派〇〇) (内訳明細は別添通知の通 り)		△ 28,720	105,062	調査研究費	321
	(3月分 小計)	438,062	333,000	105,062		
合 計		3,600,000	3,494,938	105,062		

【注意事項】

- 各支出の裏付けとなる領収書を必ず添付、整備すること。
- やむを得ない理由により領収書がない場合(例：自動券売機で切符を購入した場合など)は、領収書に代えて、支出内容、金額を明記した書類を添付すること。
- 会派での合同調査活動等に充てるために会派に拠出した経費については、会派において支出項目別に分類した決算書を作成し、各議員に通知すること。
これを各議員において「調査研究費」の項目に計上し、収支報告すること。

平成・年度

[illegible]

平成〇〇年度 政務調査費出納簿

4月分

[illegible]

【様式例】

国外調査報告書

期 日	平成 年 月 日 () ~平成 年 月 日 ()
行先 (国名・都市名)	
調査目的	
日 程	
調査の概要	

【国外調査報告書の記載例】

国外調査報告書

期 日	平成18年9月4日（月）～平成18年9月17日（日）
行先（国名・都市名）	スウェーデン（ストックホルム、〇〇）ノルウェー（△△）
調査目的	北欧諸国における環境問題への取り組みについて
日 程	9／4 鳥取→成田空港（泊） 9／5 成田空港→ストックホルム（泊） 9／6 スtockホルム→〇〇（〇〇市における分別収集の取り組み状況視察）→ストックホルム（泊）

	9／17 関西空港着→鳥取
調査の概要 1 〇〇市における分別収集の取り組み 状況 これまでの経緯..... 問題点等 2 △△市における××の状況 状況 これまでの経緯..... 問題点等	

5 総括
.....

【様式例】

県外政務調査活動報告書

1 研究会、セミナー等への参加状況

[illegible]

2 その他の政務調査活動

[illegible]

【県外政務調査活動報告書の記載例】

県外政務調査活動報告書

1 研究会、セミナー等への参加状況

年月日	開催地		主催者	会議等の内容	備考
	住所	会場名			
19.6.10	東京都千代田区	都道府県会館	全国都道府県 議会議長会	三位一体改革について (講演：講師〇〇大学 教授 △△)	
19.10.3	広島県広島市	メルパルク広島	〇〇を考える 会	〇〇について (パネルディスカッション：パネラー×× 外)	

2 その他の政務調査活動

年月日	調査先			調査内容	備考
	所在都道府県名	訪問先の名 称	調査対応者		
19.8.27 ～ 19.8.28	大阪府〇〇市	〇〇市役所	〇〇市福祉課長	〇〇市における福祉施策について（デイサービスの実態等について聞き取り）	
19.11.7 ～ 19.11.8	栃木県宇都宮市	栃木県庁	栃木県〇〇課長	栃木県における〇〇の状況について	

關係法令等

地方自治法（抜粋）

鳥取県政務調査費交付条例

鳥取県政務調査費交付条例施行規則

鳥取県政務調査費交付条例施行規定

鳥取県政務調査費収支報告書閲覧等事務取扱要綱

地方自治法（抜粋）

（昭和22年法律第67号）

第100条（略）

13 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

14 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

（以下 略）

鳥取県政務調査費交付条例

(平成 13 年 3 月 28 日 鳥取県条例第 9 号)

最終改正 平成 18 年 12 月 26 日 鳥取県条例第 84 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 13 項及び第 14 項の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定め、鳥取県議会の審議能力の強化を図ることを目的とする。

(政務調査費の交付)

第 2 条 県は、この条例の目的を達成するため、鳥取県議会議員（以下「議員」という。）に対し、政務調査費を交付する。

2 政務調査費は、各四半期の最初の月の 10 日（その日が県の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い県の休日でない日。以下同じ。）に、在職議員に交付する。ただし、四半期の最初の月の 10 日から末日までの間に議員の任期満了の日があるときは、その翌月の 10 日に、在職議員に交付する。

(政務調査費の額)

第 3 条 それぞれの議員に交付する政務調査費の額は、四半期ごとに 75 万円とする。

2 議員は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該各号に定める額の政務調査費を県に返還しなければならない。

(1) 四半期の最初の月の 10 日から末日までの間に辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったとき 50 万円

(2) 四半期の 2 番目の月の初日から末日までの間（その前月の 10 日から末日までの間に議員の任期満了の日があったときは、四半期の 2 番目の月の 10 日から末日までの間に任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったとき 25 万円

(政務調査費の使途等)

第 4 条 議員は、政務調査費を、規則で定める使途基準に従い県政に関する調査研究に資する支出に充てなければならない。

2 議長は、前項の使途基準に従い、政務調査費の使途及び手続に関する指針を定めるものとする。

3 議員は、政務調査費の執行に当たっては、前項の指針を尊重しなければならない。

(収支報告書の提出)

第 5 条 議員は、その年度に交付を受けた政務調査費に係る次に掲げる事項を記載した報告書（以下「収支報告書」という。）を、年度終了日（その日前に任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日）の翌日から起算して 30 日以内に、議長に提出しなければならない。

(1) 政務調査費の総額

(2) 政務調査費を充てた支出について、その総額並びに調査研究費、研修費、会議費、資料作成費、資料購入費、広報費、事務所費、事務費及び人件費の金額

- 2 議員は、その年度に交付を受けた政務調査費のうちに支出に充てない残額が生じたときは、前項の規定による収支報告書の提出後速やかに、当該残額を県に返還しなければならない。

(収支報告書の調査)

第6条 議長は、政務調査費の適正な執行を図るため、前条第1項の規定により提出された収支報告書の内容について必要な調査を、地方自治法第138条第3項に規定する事務局長（以下「事務局長」という。）に行わせるものとする。

- 2 議員は、前項の調査に資するため、前条第1項に定める期間内に、政務調査費を充てた支出に係る領収書その他の収支報告書の内容を証する書類（以下「証拠書類」という。）の写しを事務局長に提出しなければならない。

- 3 事務局長は、前項の規定により提出された証拠書類の写しを、第1項の調査以外の目的のために使用してはならない。

- 4 事務局長は、第2項の規定により提出された証拠書類の写しから知ることのできた情報をみだりに漏らしてはならない。

- 5 議長は、事務局長が提出を受けた証拠書類の写しを利用してはならない。

(証拠書類の整備等)

第7条 議員は、証拠書類を整備し、収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧等)

第8条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書を、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 次に掲げるものは、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(1) 県内に住所を有する者

(2) 県内に所在する事務所又は事業所に勤務する者

(3) 県内に所在する学校に在学する者

(4) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

- 3 前項の規定による収支報告書の閲覧又は写しの交付の請求は、当該収支報告書の提出期限の翌日から起算して2月を経過する日の翌日からすることができる。

- 4 第2項の規定による収支報告書の写しの交付を受けるものは、当該交付に要する費用を負担しなければならない。

- 5 前3項に定めるもののほか、第2項の規定による収支報告書の閲覧又は写しの交付に関

し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 51 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 39 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（鳥取県情報公開条例の一部改正）

- 2 鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（適用）

- 3 改正後の鳥取県政務調査費交付条例及び鳥取県情報公開条例の規定は、平成 16 年度に交付される政務調査費から適用する。

附 則（平成 18 年条例第 84 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（適用）

- 2 改正後の鳥取県政務調査費交付条例（以下「新条例」という。）第 4 条の規定は平成 19 年度に交付される政務調査費から、新条例第 6 条の規定は平成 18 年度に交付される政務調査費から適用する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の日前に辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなった者に係る政務調査費については、なお従前の例による。

（鳥取県情報公開条例の一部改正）

- 4 鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（鳥取県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 前項の規定による改正後の鳥取県情報公開条例第 9 条の規定は、この条例の施行の日以後に提出される証拠書類の写しの開示について適用し、同日前に提出された証拠書類の写しの開示については、なお従前の例による。

（鳥取県議会情報公開条例の一部改正）

- 6 鳥取県議会情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

鳥取県政務調査費交付条例施行規則

(平成 16 年 6 月 25 日 鳥取県規則第 58 号)

最終改正 平成 19 年 3 月 30 日 鳥取県規則第 40 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県政務調査費交付条例（平成 13 年鳥取県条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使途基準)

第 2 条 条例第 4 条第 1 項に規定する使途基準は、次の表の左欄の区分に応じ、同表の右欄に定めるとおりとする。

調査研究費	実地調査及び調査委託に要する経費調査（委託料、交通費、宿泊費等）に充てること。
研修費	研修会等への参加に要する経費（会費、交通費、宿泊費等）に充てること。
会議費	各種会議の開催に要する経費（講師謝金、会場借上料、機器使用料、資料印刷費等）に充てること。
資料作成費	資料の作成に要する経費（印刷製本費、原稿料等）に充てること。
資料購入費	図書、資料等の購入に要する経費（書籍購入費、新聞雑誌購読料等）に充てること。
広報費	広報活動に要する経費（広報誌印刷費、送料等）に充てること。
事務所費	事務所の設置及び管理に要する経費（事務所賃借料、管理運営費等）に充てること。
事務費	調査研究に係る事務遂行に要する経費（事務用品購入費、通信費等）に充てること。
人件費	調査研究を補助する職員の雇用に要する経費（給料、手当、社会保険料等）に充てること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 16 年度に交付される政務調査費から適用する。

附 則（平成 19 年規則第 40 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県政務調査費交付条例施行規則第 3 条に規定する職員であった者については、同条の規定は、この規則の施行の日以後も、なおその効力を有する。

鳥取県政務調査費交付条例施行規程

(平成 13 年 3 月 28 日 鳥取県議会告示第 2 号)

最終改正 平成 19 年 4 月 13 日 鳥取県議会告示第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、鳥取県政務調査費交付条例（平成 13 年鳥取県条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(収支報告書)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の収支報告書は、別記様式のとおりとする。

(収支報告書の閲覧)

第 3 条 条例第 8 条第 2 項の規定による収支報告書の閲覧（以下「閲覧」という。）を請求するものは、閲覧簿に必要な事項を記載しなければならない。

2 閲覧は、議長が指定する場所で、執務時間中にしなければならない。

3 収支報告書は、前項の場所以外の持ち出すことができない。

4 収支報告書は、丁重に取り扱い、破損、汚損、加筆等の行為をしてはならない。

5 前 3 項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

6 条例第 8 条第 2 項の規定による収支報告書の写しの交付の請求は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 必要な事項を記載した申込書を議長に提出する方法

(2) 県の使用する電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と請求者の使用する電子計算機とを電気通信回線で接続し、請求者の使用する電子計算機から必要な事項を入力する方法

7 前項第 1 号の申込書は、鳥取県総務部県民室、東部総合事務所県民局、八頭総合事務所県民局、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局又は日野総合事務所県民局を經由して提出することができる。

8 条例第 8 条第 2 項の規定による収支報告書の写しの交付を受けるものが同条第 4 項の規定により負担しなければならない費用の額は、次のとおりとする。

(1) 写しの作成に要する費用 用紙 1 枚につき 10 円（用紙の両面を使用する場合は、用紙 1 枚につき 20 円）

(2) 写しの送付に要する費用 送付に要する実費の額

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年議会告示第 1 号）

この告示は、平成 16 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 16 年議会告示第 4 号）

この告示は、平成 16 年 6 月 25 日から施行する。

附 則（平成 17 年議会告示第 4 号）

この告示は、平成 17 年 2 月 7 日から施行する。

附 則（平成 17 年議会告示第 7 号）

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年議会告示第 3 号）

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年議会告示第 5 号）

この告示は、平成 19 年 4 月 13 日から施行する。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

年度政務調査費収支報告書

鳥取県議会議長 様

鳥取県議会議員



- 1 交付を受けた政務調査費の額 _____ 円
- 2 政務調査費を充てた支出の額

項 目	金 額	主 な 支 出 の 内 訳
調 査 研 究 費	円	
研 修 費	円	
会 議 費	円	
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	円	
広 報 費	円	
事 務 所 費	円	
事 務 費	円	
人 件 費	円	
合 計	円	

- 3 支出に充てない残額 _____ 円

鳥取県政務調査費収支報告書閲覧等事務取扱要綱

第1 趣旨

鳥取県政務調査費交付条例（平成13年鳥取県条例第9号）第10条第2項の規定による収支報告書の閲覧及び写しの交付に関する事務処理については、鳥取県政務調査費交付条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第2号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 閲覧の受付

収支報告書の閲覧をしようとするものは、鳥取県議会事務局総務課において、規程第3条第1項の閲覧簿（様式第1号）に閲覧年月日、住所及び氏名又は名称を記入しなければならない。

第3 閲覧場所

規程第3条第2項の議長が指定する場所は、鳥取県議会事務局図書室とする。

第4 写しの交付申込み

収支報告書の写しの交付を受けようとするものは、規程第3条第6項第1号の申込書（様式第2号）を、鳥取県議会事務局総務課又は鳥取県総務部県民室、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局若しくは日野総合事務所県民局に提出するほか、鳥取県議会事務局総務課に郵送し、若しくはファクシミリによって送信し、又は鳥取県議会のホームページからインターネットを利用して申し込むものとする。

第5 費用徴収

- (1) 収支報告書の写しの作成及び郵送に要する費用については、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の定めるところにより、納入通知書によって納付させる。ただし、出納員に現金で納付する場合は、この限りでない。
- (2) 収支報告書の写しの郵送に要する費用の額に相当する郵便切手が提出された場合には、当該郵便切手を使用して写しを郵送するものとする。

第6 施行期日

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

様式第 1 号

閱覽簿

[illegible]

様式第 2 号

収支報告書の写しの交付申込書

鳥取県議会議長

様

鳥取県政務調査費交付条例第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり収支報告書の写しの交付を申し込みます。

年 月 日

郵便番号

住 所

(法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

申込者 氏 名

(法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

連 絡 先 自 宅

(電話番号) 勤務先

申込者の資格	☐ 県の区域内に住所を有する者 ☐ 県の区域内に所在する事務所又は事業所に勤務する者 (勤務先名 所在地) ☐ 県の区域内に所在する学校に在学する者 (学校名 所在地) ☐ 県の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 (事務所又は事業所の名称)
収支報告書の提出議員名及び対象年度	
写しの受領方法	☐ 郵 送 (郵送先) ☐ 議会事務局で受領
備 考	